

北九州市物品等供給契約の検査等に関する要綱

(昭和48年9月28日財政局長通知)

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市が締結した物品の売買または製造の請負その他の契約（工事請負契約および工事に付帯するその他の契約を除く。以下「物品等供給契約」という。）に係る検査（以下「検査」という。）およびこれに関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検収権者 北九州市副市長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第10号）その他の専決に関する規程（以下「専決規程」という。）に定める決裁区分に基づき物品等供給契約に係る検査事務の専決権を有する者をいう。
- (2) 検査員 検収権者から検査を命じられた者をいう。
- (3) 契約締結権者 専決規程に定める決裁区分に基づき物品等供給契約を締結する専決権を有する者をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 物品の完納その他の給付の完了を確認するための検査
- (2) 既納部分検査・既済部分検査 物品の完納その他の給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう物品の既納部分または既済部分の確認をするための検査
- (3) 中間検査 物品の完納その他の給付の完了前において行なう性能または仮組たて状況その他の確認をするための検査
- (4) 材料検査 契約の相手方が給付を行なうために使用する材料の確認をするための検査
- (5) 清算検査 契約を解除する場合において行なう物品の既納部分または既済部分の確認をするための検査

(検査員の指定)

第4条 検収権者は、物品等供給契約が締結された場合は、検査を行なわせるため、所属職員のうちから検査員を指定しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、検収権者は、指定した検査員が検査を行うことが困難又は適当でないと認められるときは、当該検査を行うことが適当と認められる他の局長に対し、その所属の職員のうちから当該検査の検査員を指定することを依頼することができる。
- 3 前項の規定により検査を依頼した場合、当該検査の結果については、検収権者がこれを確認しなければならない。

(検査の委託)

第5条 検収権者は、検査が特に専門的な知識または技能を必要とする場合で職員によって検査を行なわせることが困難または適当でないと認められるときは、職員以外の者に委託

して検査を行なわせることができる。

- 2 前項の規定による委託の相手方の選定は、検収権者が行なうものとし、当核検査の結果については、検収権者がこれを確認しなければならない。

（検査員の服務）

第6条 検査員は、検査の執行に当っては地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、北九州市契約規則（以下「規則」という。）およびこの要綱に基づいて厳正にその職務を行なわなければならない。

（職務執行の回避の申出）

第7条 検査員が、検査を命ぜられた場合において、次の各号の一に該当する場合は、検収権者に対して、その職務の執行の回避を申出なければならない。

- (1) 契約の相手方と親族関係にあるとき。
- (2) 契約の相手方が法人である場合にその代表者、役員等と親族関係にあるとき。
- (3) その他検査の公正を妨げる事情があると認められたとき。

- 2 検収権者は、検査員から前項の申出があったときは、申出に係る事情を調査し、その申出を正当と認めたときは、当該検査員以外の職員を検査員に指定するものとする。

（関係書類の交付）

第8条 検収権者は、物品等供給契約の締結が完了し、契約締結権者から契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）、仕様書、設計書その他の関係書類（以下「関係書類」という。）の交付があったときは、直ちに当該関係書類を検査員に交付しなければならない。

- 2 検査員は、前項の規定により関係書類の交付を受けたときは、あらかじめ当該関係書類に基づいて、当核契約の内容を十分検討し、検査の準備をしなければならない。

（検査命令）

第9条 検収権者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに検査員に対し検査を命じなければならない。

- (1) 契約の相手方から給付の完了の通知があったとき。
- (2) 契約の相手方から物品等供給契約に係る既納部分または既済部分について、検査の願出があった場合においてその願出が適当であると認めるとき。
- (3) 契約を解除しようとする場合において、検査をする必要があると認めるとき。
- (4) 中間検査の必要があると認められるとき。
- (5) 材料を特別に指定した場合において検査を必要とするとき。

（検査の時期）

第10条 完了検査および既納部分・既済部分検査を行なう時期は、契約の相手方から給付の完了の通知を受けた日から10日以内とする。ただし、契約の性質上特別な事情があるものについては、検収権者は給付の完了の通知を受けた日から15日の範囲内で検査の時期を定めることができる。

- 2 中間検査、清算検査および材料検査の時期については、検収権者が指定するものとする。

(検査の項目)

第11条 検査員は、次に掲げる事項について検査しなければならない。

- (1) 品質、形状、寸法、銘柄等
- (2) 標本、ひな型、仕様書または図画等に対する適否
- (3) 数量または重量
- (4) その他契約条項の違反の有無

(検査の方法)

第12条 検査員は、納品の場所が数箇所をわたる場合においては、当該納品の場所のうち1箇所もしくは契約の相手方の店舗、営業所またはこれに類する場所において検査することができる。

- 2 検査員は、納入された物品が多量であるため、その全部を検査することが困難である場合において、その種類および規格が同一であるときは、納入された物品の一部を抽出して検査することができる。
- 3 検査員は、検査のため理化学試験を行なう必要があるときは、契約の相手方をして試験研究機関の試験を受けさせなければならない。
- 4 検査員は、前項の規定により試験を受けさせた場合は、試験成績証明書を提出させなければならない。
- 5 検査員は、検査にあたって、分解または分析の方法で検査を行なう必要があると認めるときは、検収権者の承認を得て行なわなければならない。
- 6 検査員は、検査にあたって据付、調整、試運転その他の処置を必要とするときは、その処置をまって検査をしなければならない。

(検査の立会)

第13条 検査員は、契約の相手方（その代理人を含む。）の立会を必要とする検査については、あらかじめ日時、場所を通知して検査に立ち合わせなければならない。

- 2 前項の規定により、契約の相手方またはその代理人に対し検査の立ち会いを求めた場合において、その者が正当な理由がなく検査に立ち会わない場合は、この検査の結果について異議の申出があってもこれを採用しないものとする。

(関係職員の立会)

第14条 検査員は、検査を行なうときは原則として、当該契約に係る関係職員を立ち合わせるものとする。

(監督)

第15条 物品の製造の請負契約その他契約の性質上検査のみでは契約の履行の確保を得るために十分でなく、当該契約の履行中に工程の管理その他の方法により契約の相手方に対し指導を行なう必要があると認められる場合にあっては、検収権者は、職員のうちから監督員を指定して監督を行なわせるものとする。

- 2 前項の規定により監督を行なう場合においては、監督員は、立会、指導その他適当な方法で、直接行なうものとし、その実施にあたっては、契約の相手方の業務を不当に妨げてはならない。

(合否の判定)

第 16 条 検査員は、検査を完了した場合は直ちにその結果を検収権者に報告しなければならない。

2 検収権者は、前項の規定により報告がなされた場合は、別表の基準により合否の決定をしなければならない。

(物件の補足の指示)

第 17 条 検収権者は、検査の結果不合格と判定した給付の目的物について、規則第 36 条第 1 項第 1 号または第 2 号に核当する場合の物件の補足は、履行期限までに完了する見込みがある場合を除き 1 回とする。

2 検査員は、規則第 36 条第 1 項の規定により物件の補足をさせた給付の目的物の検査については、当該部分のみの検査により、合格または不合格の決定をすることができる。

(減価採用の基準)

第 18 条 検収権者は、検査の結果、給付の目的物について、規則第 37 条の規定に基づき減価採用をする場合は、一定の金額を減価したうえで合格とするものとする。

2 前項の場合の減価額については、別に定める基準に基づき算定しなければならない。

(履行期限遅延の違約金徴収)

第 19 条 検収権者は、検査の結果給付の目的物について、履行期限の遅延があり、規則第 39 条第 1 項の規定に基づき違約金を徴収するときは、すみやかに違約金額を調定し、契約の相手方に納入通知書を発行しなければならない。

(損害賠償の請求)

第 20 条 検収権者は、検査の結果規則第 27 条第 2 項の規定に基づき契約を解除したときは、契約保証金の納付のある場合を除き、市が蒙った損害に相当する損害賠償の請求をしなければならない。

(検査完了の手續)

第 21 条 検収権者は、検査合格を決定したときは、「検収報告書」を関係出納員に交付し検査事務を完了するものとする。

(その他)

第 22 条 検査に関しこの要綱に定めるもののほか、特別な事例等が生じたときは技術監理局契約部契約制度課長と協議するものとする。

付 則

この要綱は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 10 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表 合否判定基準表

内 容	合 否 の 判 定		
契約の条件に基づき、完全な履行がなされた場合			合 格
契約の履行期限がすでに到来しており、契約の相手方が何ら正当な理由がなく、かつ相手方の責めに帰すべき理由によりその履行を遅延せしめている場合	納期限後履行がなされたが、これを採用することに支障がないとき		合 格
	納期限後履行がなされたが、そのものの必要性が失われ、これを採用することができなくなったとき。		不 合 格
契約に基づいて、相手方がした履行が契約内容からみて、不完全である場合	追 完 可 能	不完全なものの履行がなされたが、補足が可能であって、完全に補足がなされたとき。	合 格
	追 完 不 能	不完全なものの履行がなされ、補足はできないが、減価して採用することに支障がないとき。	
		不完全なものの履行がなされ、補足または減価採用ができないとき。	不 合 格